

令和4年度(2022年度)八王子市障害者日中活動系施設等運営安定化事業補助金交付要綱
令和4年(2022年)4月1日施行

第1条 通則

障害者日中活動系施設等運営安定化事業補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付の手續等に関する規則(昭和35年八王子規則第19号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2条 目的

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく障害児通所支援に規定する事業を実施するために社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般財団法人(公益財団法人)、一般社団法人(公益社団法人)、医療法人、学校法人又は宗教法人(以下「法人」という。)が八王子市の区域内に設置する事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条1項の規定及び、児童福祉法第21条の5の15の規定により八王子市長または東京都知事が指定した事業所。以下「事業所」という。)等の運営に要する費用の一部を補助することにより、サービス利用者の福祉の向上を図ることを目的とする。

第3条 交付の対象

この補助金は、八王子市の区域内に設置し、かつ、適正な運営を行っている事業所等であつて、次の各号の一に該当するものを交付の対象とする。

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援のいずれか一つ又は複数を行う事業所。ただし、新規事業所を除く。
- 2 児童福祉法第6条の2に規定する障害児通所支援事業のうち、児童発達支援、放課後等デイサービスのいずれか一つ又はその両方を行う事業所。ただし、新規事業所を除く。
- 3 ただし、以下に定める施設を除く。
 - (1) 障害者支援施設
 - (2) 東京都重症心身障害児(者)通所事業を実施する施設
 - (3) 介護保険法第8条第1項、同法第8条第14項、同法第8条の2第12項に規定する事業を実施しており、新たに法第41条の2第1項に規定する共生型障害福祉サービス事業者として指定を受けた施設

第4条 補助対象経費

- 1 この補助金の交付の対象となる経費は、前条に該当する事業所等の運営に要する経費とする。
- 2 補助事業を実施する年度(以下「事業実施年度」という。)の4月1日から3月31日

までに支払いが完了した経費を補助対象とする。ただし、事業実施年度の支出であって、3月31日までに支出が完了しない経費については、市の出納整理期間中に支払額を確定し、経費の支払いを確認できる場合にのみ補助対象とする。

第5条 交付額の算定方法

この補助金の算定基準は別表のとおりとする。

第6条 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする法人は、第1号様式による補助金交付申請書に関係書類を添えて、八王子市長(以下「市長」という)の指定する期日までに提出しなければならない。

第7条 補助金の変更交付申請

この補助金の交付申請の内容を変更しようとする法人は、第4号様式による補助金変更交付申請書に関係書類を添えて提出しなければならない。

第8条 補助金の交付の決定等

市長は、第1号様式又は第4号様式による補助金の交付申請又は変更交付申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めた場合は、その決定の内容及び交付の条件を、第2号様式による交付決定通知又は第5号様式による変更交付決定通知書により、法人に通知するものとする。

第9条 補助金の請求

第8条の規定による交付の決定を受けた法人は、第3号様式による請求書により市長に請求するものとする。

第10条 補助金の交付

この補助金は第8条の決定に基づき概算交付する。

第11条 交付の条件

この補助金の交付の条件は、別紙のとおりとする。

第12条 補助金の取り消し

市長は、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、社会福祉法(昭和26年法律第45号)又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反した交付対象事業所に対しては、補助金の一部又は全部を交付しないことができる。

第13条 事情変更による決定の取消等

市長は、交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消、又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

第14条 事故報告等

法人は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

第15条 実績報告の提出

法人は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときのいずれか早い方の日から30日以内に、第6号様式による実績報告書を市長に提出し、精算すること。3の(2)の規定により中止又は廃止の承認を受けた場合もまた同様とする。

第16条 補助金の額の確定等

市長は、第15条の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第7号様式により法人に通知する。

第17条 是正のための措置

市長は、第16条の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、法人に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとることを命ずるものとする。

第18条 決定の取消

1 市長は、法人が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定後に暴力団の利益となる利用であることが判明したとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

2 1の規定は、第16条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第19条 補助金の返還

1 市長は、第13条又は第18条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に法人に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、第16条の規定により法人に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

第20条 その他

1 この補助金については、効果検証を行うなど、補助金制度見直し方針とあわせて見直しを行うこととする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和4年（2022年）4月1日から適用する。

別紙 交付の条件

この補助金は次に掲げる条件を付して交付する。

1 補助金の交付時期及び交付回数

補助金の交付時期及び交付回数は、4月末、10月末の年2回とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

2 承認事項

法人は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、(1)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 状況報告

法人は、市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に関し、書面により報告しなければならない。

4 遂行命令及び遂行の一時停止命令

(1) 市長は、法人が提出する報告及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、法人に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

(2) 法人が(1)の命令に違反したときは、市長は、法人に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

5 事業の照会

市長は、暴力団による利用であるかを確認する必要がある場合において、所轄の警察署へ照会するものとする。

6 他の補助金等の一時停止等

市長は、法人に対し補助金の返還を命じ、法人が当該補助金の全部又は一部を納付しない場合において、法人に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

7 財産の管理義務

補助事業により取得した財産については、取得後及び助成事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

8 関係書類帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出その他の関係書類を、当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

9 事業の監査

補助事業者は、市長もしくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。

別表

基準額表

区分	基準額
建物等借上料	実額(月あたりの建物等借上料) × 補助対象月数 × 5/10 ただし、補助金額は月額 100,000 円以内とする。

- 1 民間の土地や建物を借上げ、使用料等（管理費・共益費を含む）を支払う場合に限る。
- 2 従たる事業所が複数ある場合には、一つの主たる事業所に対して従たる事業所 1 施設までを補助対象とする。